

2025 年度 事業報告書

学校法人 駿河台学園

＜1＞沿革と教育理念

駿河台学園は、1918年に創立者・山崎寿春が開設した「東京高等受験講習会」を起源としています。1927年には東京・駿河台の地に「駿台高等豫備学校」を創設し、その後、全国への予備学校展開を進めるとともに、専門学校や海外教育事業などへ活動の幅を広げてまいりました。2018年には創立100周年を迎え、現在は予備学校、専門学校を中心に、多様な教育ニーズに応える教育活動を展開しています。

駿河台学園では、創立者・山崎寿春が提唱した「愛情教育」を教育理念として掲げています。「愛情教育」は創立以来、学園のすべての教育活動の基盤となっており、現在も各教育機関に受け継がれています。今後も「愛情教育」の理念のもと、社会や教育環境の変化に対応しながら、多様な教育ニーズに応える教育を提供してまいります。

＜2＞事業概要

(1) 当期の取り組み

駿台予備学校

【設置コース・運営】

駿台予備学校では、授業カリキュラムと連動したICT教材の活用により、生徒一人ひとりに応じた個別最適学習を推進しています。授業、学習コーチングおよびICT教材を組み合わせ、多様化する進路・学習ニーズへの対応を図っています。

難関大学志望者向けコースに加え、地域特性に対応したコースや全国から受講可能なオンラインコースを展開し、カリキュラムの充実を図りました。

また、プロジェクト体制および組織体制の強化を通じて、生徒一人ひとりの学力向上および志望校合格に向けた支援体制の充実に取り組みました。

引き続き、「DIVERSITY of STUDY」のもと、多様な受験生のニーズに応える学習環境の提供に努めてまいります。

【高卒クラス】

主に以下の施策を実施しました。

- ・朝学習プログラムを全校舎へ展開し、個別最適化した「朝学タイム」を実施
- ・「MyFit(マイフィット)プラン」を9校舎へ拡大導入
- ・学習コーチ全員による大学受験コーチング検定の取得
- ・認定資格を持つ「ICTマイスター」によるICT学習システム指導の充実
- ・AIスピーキング教材「ELSA」の活用
- ・「Diverseコース」を3校舎に新設
- ・「医系推薦強化プログラム」の導入
- ・オンライン模試の導入

【高校生クラス(現役フロンティア)】

主に以下の施策を実施しました。

- ・AIスピーキング教材「ELSA」の導入
- ・学習記憶アプリ「Monoxer」の導入

- ・「0学期スタート講座」の全国展開
- ・高2英語「京大添削プラス」の新設
- ・「駿台 Diverse」特級レベルの新設
- ・駿台千種校＜名大現役合格館＞開校準備の実施

【その他】

指導力向上を目的として、以下の研修を実施しました。

- ・月例研修
- ・入学説明会プレゼンテーション研修
- ・リスクマネジメント研修

また、地元大学志望者への支援を目的として、「難関大学本番実戦テスト講座」を開設しました。

駿台 IT ビジネスカレッジ

【設置コース】

日本人コースにおいて、コンピュータ高度技術科(3年制)の学科名称を「IT プレミアム科(3年制)」へ変更しました。

【運営】

広報活動については、ホームページを中心とした募集戦略を推進し、広告費の効率化を図りました。

また、ペーパーレス化を推進し、紙使用量を前年度比 51.3%削減しました。

教育内容については、AI 技術の進展を踏まえ、「生成 AI パスポート(一般財団法人生成 AI 活用普及協会)」対策カリキュラムを情報ビジネス科へ導入するための準備を行いました。

さらに、資格取得支援体制の強化を目的として、資格取得に関する管理体制および学生サポート体制の見直しを実施しました。特に留学生については、「資格取得状況管理表」を作成し、講師と教務担当で情報共有を行うとともに、資格未取得者に対する個別指導を実施しました。

【就職状況・進学状況】

- ・就職希望者内定率 80.1%(日本人 94.6%、留学生 79.8%)
- ・進学希望者進学率 100%(3年連続)

【令和8年度学生募集状況】

- ・留学生コースの出願者数は 516 名(前年度比 155%)となり、過去最高を更新しました。
- ・本校在籍者数が少ない国の学生を多く受け入れている日本語学校への訪問等を行い、多様な国・地域からの出願促進に取り組みました。その結果、15 か国(前年度 11 か国)から出願がありました。
- ・新入生募集は前年比 103%となりました。
- ・2年次への進級率は 92.2%となり、在籍者総数は前年比 92.4%となりました。

駿台観光&外語ビジネスカレッジ大阪

【設置コース】

エアライン学科では3年制課程を廃止し、2年制課程へ移行しました。旧3年制コースについては、

本来の2年次に海外長期留学や長期インターンシップ等を組み込んだサンドウィッチ留学制度へ移行しました。

英語学科では、英語コースを「グローバルコミュニケーションコース」へ改編し、留学制度の充実に加え、長期就業体験や海外インターンシップを導入するなど、教育内容の充実を図りました。

また、留学生コースについては、授業料および施設費・行事費の改定を実施しました。

【運営】

＜受賞・表彰等＞

・韓国教育財団より、TOPIK(韓国語能力試験)5級・6級の合格実績が評価され、本校学生が奨学生に選出されました。

・サービス接遇実務検定2級の高い合格実績が評価され、実務技能検定協会より団体優秀賞を受賞しました(3年連続)。

・留学生指導の実績が評価され、日本留学 AWARDS 西日本地区専門学校(社会・文化系)部門において大賞を受賞しました(3年連続入賞、初の大賞受賞)。

＜連携・教育活動＞

・韓国の大学5校(漢陽大学・慶熙大学・梨花女子大学・中央大学・釜山大学)と交換留学等に関する協定を締結しました。

・大阪大学とのコラボ授業を複数回実施し、大阪大学の日本人学生と本校留学生との意見交換や文化交流を行いました。

・自治体への観光施策提案活動の一環として、京都府舞鶴市と連携し、地方活性化に取り組みました。

・インドネシア教育大学と MOA(Memorandum of Association)を締結し、国際交流の推進を図りました。

【就職状況・進学状況】

・就職希望者内定率 99%

・進学希望者進学率 100%(5年連続)

・韓国語学科では、多くの学生が国立大学を含む韓国の大学への編入を果たしました。

【令和8年度学生募集状況】

・新入生募集は前年比 103%となりました。

・2年次への進級率は 96%となり、在籍者総数は前年比 102%となりました。

【その他特記事項】

・文部科学省高等教育修学支援制度の対象校となりました。

・国際ビジネス専科が文部科学省より職業実践専門課程の認定を受けました。

駿台法律経済ビジネスカレッジ

【設置コース】

外国人留学生向けの「法律実務学科国際経営ビジネスコース大学進学クラス」を、「法律経済学科経営ビジネス系大学進学・編入コース」へ名称変更しました。

また、諸物価高騰を踏まえ、留学生コースの施設費を改定しました。

さらに、全コースにおいてカリキュラム改訂を実施し、資格取得および大学進学支援の強化を図りました。

【運営】

- ・行政書士試験において、3年ぶりに合格者を輩出しました。
- ・宅地建物取引士試験では7名が合格し、合格率 65.0% (全国平均 18.7%) を達成しました。
- ・このほか、3級ファイナンシャル・プランニング技能検定、管理業務主任者、賃貸不動産経営管理士、ビジネス実務法務検定、ビジネスコンプライアンス検定、社会人常識マナー検定(留学生版)において合格実績を上げました。

【就職状況・進学状況】

- ・就職希望者内定率は 73% となりました。
- ・進学希望者進学率は 100% (2年連続) となりました。
- ・法政大学法学部、専修大学商学部、創価大学経済学部、帝京平成大学人文社会学部、関東学院大学経済学部・法学部などへの合格実績を上げました。

【令和8年度学生募集状況】

- ・新入生募集は前年比 114% となりました。
- ・2年次への進級率は 85% となり、在籍者総数は前年比 99% となりました。

駿台外語グローバルビジネスカレッジ

【設置コース】

留学生対象の国際語学学科の名称を、アドミッションポリシーに即した「国際コミュニケーション学科」へ変更しました。

また、英語学科・英語留学学科・語学専科については、卒業後の進路選択に対応したコース名称へ変更しました。

さらに、物価上昇に伴う消耗品等の高騰を踏まえ、教育行事費および施設費の改定を実施しました。

【運営】

- ・英語力向上を目的として、英語学習 AI アプリ「ELSA」を英語学科およびエアライン学科へ導入し、英会話練習や就職面接対策等に活用しました。
- ・韓国語学科では、学生のニーズに応じた短期語学留学(3週間)、交換留学(4か月)、中期留学(3か月)を実施しました。特に中期留学は前年度を上回る参加者数となりました。
- ・韓国語能力試験 TOPIK を都内専門学校で唯一校内実施し、外部受験者も受け入れることで、本校韓国語学科の認知度向上を図りました。
- ・東京出入国在留管理局より、留学生の在籍管理が適正に行われていると認められ、「適正校(クラスⅠ)」として選定されました。
- ・学習院女子大学長杯留学生日本語スピーチコンテストにおいて、大学生・大学院生を含む参加者の中から本校学生が最優秀賞を受賞しました。
- ・ホームページへの新着情報掲載および SNS を活用した情報発信を継続し、広報活動の充実を図りました。

【就職状況・進学状況】

- ・日本人クラスの就職内定率は 93.4%となりました。
- ・留学生クラスの就職内定率は 54.2%となりました。
- ・国家公務員である防衛省(自衛官)に2名が内定しました。
- ・日本人クラスでは、大学編入に2名(3大学)が合格し、国立大学である宇都宮大学にも合格しました。
- ・韓国の大学へは2名が編入し、慶熙大学および韓国外国語大学へ進学しました。
- ・留学生クラスでは8名が大学進学を果たしました。

【令和8年度学生募集状況】

- ・新入生募集は前年比 95.2%となりました。
- ・在籍者総数は前年比 103.1%となりました。

駿台観光&ホテルブライダルビジネスカレッジ

【設置コース】

学則定員を見直し、トラベル学科・ホテル学科・ブライダル学科・国際観光専科の各定員を変更した結果、全学科合計で入学定員を 430 名から 420 名へ、総定員を 860 名から 840 名へ改定しました。

また、ブライダル学科「ブライダルコース」を「トータルブライダルコース」へ、鉄道学科「観光ドライバー・ガイドコース」を「訪日観光ドライバーコース」へ、国際観光専科「トラベル&ビジネスコース」を「観光ビジネスコース」へ、「ホテル&ビジネスコース」を「ホテルコース」へ名称変更し、一部カリキュラムおよび授業時間数の見直しを行いました。

さらに、トラベル学科については募集を停止し、学科再編に向けた見直しを進めました。また、募集停止中であった夜間部ホテル&ブライダル学科および葬祭ディレクター学科を廃止しました。

【運営】

- ・在籍者数の回復・増加に伴い、令和4年度から使用を休止していた「ホテル館」の利用を再開し、本部校舎・ツーリズム館・ホテル館の3校舎体制へ移行しました。
- ・AI 英会話アプリ「ELSA Speak」を導入し、観光・ホテル業界で求められる英会話力の向上と ICT 活用の推進を図りました。
- ・各学科において、コロナ禍や物価高騰の影響により縮小・変更していた実地研修について見直しを行い、実践的な教育機会の充実を図りました。
- ・希望者を対象とした合宿形式による自動車運転免許取得支援を継続し、留学生を含む学生の就職活動支援に取り組みました。

【就職状況・進学状況】

- ・就職希望者内定率は 74.5%となりました。
- ・日本人学生の就職内定率は 100%となりました。
- ・留学生の大学編入者数は 14 名となりました。

【令和8年度学生募集状況】

- ・新入生募集は前年比 99.7%となりました。

・在籍者総数は前年比 109.7%となりました。

【その他特記事項】

・文部科学省高等教育修学支援制度の対象校となりました。

・各種検定・資格取得指導に力を入れ、以下の検定において高い合格率を達成しました。

HRS(ホテル・レストランサービス)技能検定 合格率 100.0%(全国平均 76.1%)

総合旅行業務取扱管理者試験 合格率 40.0%(全国平均 26.1%)

ブライダルコーディネーター検定(3級) 合格率 96.3%(全国平均 85.3%)

サービス介助士検定試験 合格率 87.6%(全国平均 80.0%)

(2)駿河台学園 設置校(2026 年 4 月 1 日現在)

- ・駿台予備学校札幌校
- ・駿台予備学校仙台校
- ・駿台予備学校
- ・駿台予備学校池袋校
- ・駿台予備学校立川校
- ・駿台予備学校町田校
- ・駿台予備学校大宮校
- ・駿台予備学校横浜校
- ・駿台予備学校津田沼校
- ・駿台予備学校柏校
- ・駿台予備学校浜松校
- ・駿台予備学校名古屋校
- ・駿台予備学校京都校
- ・駿台予備学校京都南校
- ・駿台予備学校大阪校
- ・駿台予備学校大阪南校
- ・駿台予備学校上本町校
- ・駿台予備学校神戸校
- ・駿台予備学校広島校
- ・駿台予備学校福岡校
- ・駿台ITビジネスカレッジ
- ・駿台法律経済ビジネスカレッジ
- ・駿台外語グローバルビジネスカレッジ
- ・駿台観光&ホテルブライダルビジネスカレッジ
- ・駿台観光&外語ビジネスカレッジ大阪

役員及び評議員の報酬等の支給規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人駿河台学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、寄附行為第6条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- （2）理事のうち、理事職に専念する者を常勤理事とし、その他の理事は非常勤理事とする。
- （3）監事のうち、監事職に専念する者を常勤監事とし、その他の監事は非常勤監事とする。
- （4）評議員とは、寄附行為第6条に基づき置かれる者をいう。
- （5）報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- （6）費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等）

第3条 役員に対する報酬総額（年額）の上限の額は149百万円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

2 評議員の報酬は月額3万円とする。

（報酬の支給日と支給方法）

第4条 報酬は毎月25日（支払日が休日または土曜日にあたるときは、その前営業日）に本人名義の銀行口座へ振り込むことで支払う。ただし、法令に基づく所得税、社会保険料等を控除した後の額を支払う。

2 月途中での就任、あるいは退任した際は、日割り計算にて支払う。

3 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（費用）

第5条 役員及び評議員には、職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（役員退職慰労金の支給）

第6条 役員において常勤理事が退任または死亡したときは、事由発生日から1か月以内に退任慰労金を支給する。

2 退任慰労金の算定は退任時の月額報酬にそれぞれの在任年数を乗じて得た額とする。

3 在任年数は就任日から起算し、退任または死亡日までとする。この場合、在任年数に1年未満

の端数があるときは月割りとし、1か月に満たないときはこれを1か月に切り上げる。

4 法人の職員から選任された常勤理事の慰労金算定期間は、職員として雇用されていた期間を除くこととする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第1号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程に定めのない事項については、理事会で協議し、評議員会の意見聴取を行ったうえで決定する。実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(改定)

第9条 この規程は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により改定することができる。

附則

この規定は昭和56年4月1日より施行する。

この規定は平成2年4月1日より一部改定する。

この規定は平成19年10月1日より一部改定する。

この規定は平成31年4月1日より一部改定する。

この規定は令和4年8月1日より一部改定する。

この規定は令和5年6月1日より一部改定する。

この規定は令和7年4月1日より一部改定する。

この規定は令和7年6月1日より一部改定する。

この規程は令和7年12月1日より一部改定する。

独立監査人の監査報告書

2026 年 6 月 12 日

学校法人駿河台学園
理事会 御中

高見公認会計士事務所
東京都千代田区

公認会計士 高見 現人

< 計算関係書類監査 >

計算関係書類に対する監査意見

私は、私立学校法第 104 条第 2 項に基づき、学校法人駿河台学園の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の計算関係書類が我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、そ

の事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には、当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存

続でなくなる可能性がある。

- ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜財産目録に対する意見＞

財産目録に対する監査意見

私は、私立学校法第 86 条第 1 項及び私立学校法施行規則第 24 条に基づき、学校法人駿河台学園の 2026 年 3 月 31 日現在の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の財産目録（貸借対照表及び収益事業に係る貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠するとともに、貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合しているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表
令和 8年3月31日現在

(単位 円)

科目	本年度末	前年度末	増減
資産の部			
固定資産	106,222,169,115	113,004,185,380	△ 6,782,016,265
有形 固定 資産	92,251,747,669	94,348,234,180	△ 2,096,486,511
土 地	61,482,452,298	62,375,715,298	△ 893,263,000
建 物	29,061,483,738	30,205,249,715	△ 1,143,765,977
構 築 物	231,389,047	258,635,977	△ 27,246,930
教育研究用機器備品	565,945,109	598,862,958	△ 32,917,849
管理用機器備品	545,936,426	546,548,846	△ 612,420
図 書	269,637,540	269,637,540	0
車 輦	13,778,511	18,371,346	△ 4,592,835
建設仮勘定	81,125,000	75,212,500	5,912,500
特 定 資 産	0	0	0
その他の固定資産	13,970,421,446	18,655,951,200	△ 4,685,529,754
借 地 権	1,138,793,400	1,138,793,400	0
電 話 加 入 権	56,094,632	56,094,632	0
有 価 証 券	8,842,504,280	11,727,245,816	△ 2,884,741,536
収益事業元入金	296,829,594	296,829,594	0
長 期 貸 付 金	445,000,000	924,000,000	△ 479,000,000
保 険 積 立 金	416,431,916	1,040,493,628	△ 624,061,712
保 証 金 敷 金	848,003,870	900,137,990	△ 52,134,120
預 け 金	95,693,004	95,693,004	0
ソフトウェア	1,790,645,761	2,474,788,137	△ 684,142,376
ソフトウェア仮勘定	40,424,989	1,874,999	38,549,990
流動資産	25,559,240,789	21,036,644,050	4,522,596,739
現 金 預 金	23,945,992,170	20,370,926,886	3,575,065,284
未 収 入 金	485,902,489	427,463,729	58,438,760
短 期 貸 付 金	709,000,000	0	709,000,000
前 払 金	98,391,457	66,929,562	31,461,895
立 替 金	44,556,829	44,046,043	510,786
仮 払 金	275,397,844	127,277,830	148,120,014
資産の部合計	131,781,409,904	134,040,829,430	△ 2,259,419,526

貸 借 対 照 表
令和 8年3月31日現在

(単位 円)

科目	本年度末	前年度末	増減
負債の部			
固定負債	19,158,208,956	22,455,912,747	△ 3,297,703,791
長期借入金	16,965,000,000	20,017,000,000	△ 3,052,000,000
退職給与引当金	1,776,377,981	2,023,491,343	△ 247,113,362
預り保証金	416,830,975	415,421,404	1,409,571
流動負債	15,987,321,362	15,171,545,243	815,776,119
短期借入金	2,409,000,000	2,576,000,000	△ 167,000,000
賞与引当金	215,134,663	0	215,134,663
未払金	1,924,040,979	1,845,185,759	78,855,220
前受金	10,663,779,748	10,142,364,017	521,415,731
預り金	775,365,972	607,995,467	167,370,505
負債の部合計	35,145,530,318	37,627,457,990	△ 2,481,927,672
純資産の部			
基本金	108,819,995,113	107,829,074,710	990,920,403
第1号 基本金	106,859,995,113	105,869,074,710	990,920,403
第4号 基本金	1,960,000,000	1,960,000,000	0
繰越収支差額	△ 12,184,115,527	△ 11,415,703,270	△ 768,412,257
翌年度繰越収支差額	△ 12,184,115,527	△ 11,415,703,270	△ 768,412,257
純資産の部合計	96,635,879,586	96,413,371,440	222,508,146
負債及び純資産の部合計	131,781,409,904	134,040,829,430	△ 2,259,419,526

事業活動収支計算書

令和 7年4月 1日から

令和 8年3月31日まで

(単位 円)

教育活動収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		学生生徒等納付金	18,879,452,000	18,950,822,099	△ 71,370,099
		手数料	26,470,000	26,980,000	△ 510,000
		寄付金	0	0	0
		経常費等補助金	25,581,000	24,274,276	1,306,724
		付随事業収入	8,726,155,000	8,754,491,585	△ 28,336,585
		雑収入	1,186,503,000	1,187,922,523	△ 1,419,523
	教育活動収入計	28,844,161,000	28,944,490,483	△ 100,329,483	
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		人件費	7,907,122,000	7,937,352,801	△ 30,230,801
		教育研究経費	14,782,370,000	14,693,846,910	88,523,090
		管理経費	2,370,615,000	2,351,496,663	19,118,337
		徴収不能額等	0	0	0
教育活動支出計		25,060,107,000	24,982,696,374	77,410,626	
教育活動収支差額		3,784,054,000	3,961,794,109	△ 177,740,109	
教育活動外収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		受取利息・配当金	164,681,000	166,304,285	△ 1,623,285
		その他の教育活動外収入	0	0	0
	教育活動外収入計	164,681,000	166,304,285	△ 1,623,285	
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		借入金等利息	169,020,000	169,297,071	△ 277,071
		その他の教育活動外支出	0	0	0
	教育活動外支出計	169,020,000	169,297,071	△ 277,071	
教育活動外収支差額		△ 4,339,000	△ 2,992,786	△ 1,346,214	
経常収支差額		3,779,715,000	3,958,801,323	△ 179,086,323	
特別収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産売却差額	557,000	556,601	399
		その他の特別収入	21,462,000	21,461,666	334
	特別収入計	22,019,000	22,018,267	733	
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額	621,801,000	3,504,688,091	△ 2,882,887,091
		その他の特別支出	253,636,000	253,623,353	12,647
	特別支出計	875,437,000	3,758,311,444	△ 2,882,874,444	
特別収支差額		△ 853,418,000	△ 3,736,293,177	2,882,875,177	
基本金組入前当年度収支差額		2,926,297,000	222,508,146	2,703,788,854	
基本金組入額合計		0	△ 990,920,403	990,920,403	
当年度収支差額		2,926,297,000	△ 768,412,257	3,694,709,257	
前年度繰越収支差額		0	△ 11,415,703,270	11,415,703,270	
基本金取崩額		0	0	0	
翌年度繰越収支差額		2,926,297,000	△ 12,184,115,527	15,110,412,527	
事業活動収入計		29,030,861,000	29,132,813,035	△ 101,952,035	
事業活動支出計		26,104,564,000	28,910,304,889	△ 2,805,740,889	

資金収支計算書

令和 7年4月 1日から

令和 8年3月31日まで

(単位 円)

収 入 の 部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	18,879,452,000	18,950,822,099	△ 71,370,099
手数料収入	26,470,000	26,980,000	△ 510,000
寄付金収入	0	0	0
補助金収入	47,043,000	45,735,942	1,307,058
資産売却収入	294,937,000	295,663,271	△ 726,271
付随事業・収益事業収入	8,726,155,000	8,754,491,585	△ 28,336,585
受取利息・配当金収入	164,681,000	166,304,285	△ 1,623,285
雑収入	1,186,503,000	1,187,922,523	△ 1,419,523
借入金等収入	7,700,000,000	7,700,000,000	0
前受金収入	9,902,982,000	10,663,779,748	△ 760,797,748
その他の収入	15,165,087,000	16,082,122,986	△ 917,035,986
資金収入調整勘定	△ 10,560,024,000	△ 10,624,340,726	64,316,726
前年度繰越支払資金	20,370,927,000	20,370,926,886	114
収 入 の 部 合 計	71,904,213,000	73,620,408,599	△ 1,716,195,599
支 出 の 部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	8,199,870,000	8,222,954,853	△ 23,084,853
教育研究経費支出	12,067,591,000	11,982,874,585	84,716,415
管理経費支出	1,961,405,000	1,941,334,908	20,070,092
借入金等利息支出	169,020,000	169,297,071	△ 277,071
借入金等返済支出	10,919,000,000	10,919,000,000	0
施設関係支出	672,983,000	692,318,458	△ 19,335,458
設備関係支出	507,450,000	599,389,950	△ 91,939,950
資産運用支出	3,772,000	15,600,000	△ 11,828,000
その他の支出	16,291,523,000	17,119,799,332	△ 828,276,332
資金支出調整勘定	△ 2,009,120,000	△ 1,988,152,728	△ 20,967,272
翌年度繰越支払資金	23,120,719,000	23,945,992,170	△ 825,273,170
支 出 の 部 合 計	71,904,213,000	73,620,408,599	△ 1,716,195,599

活動区分資金収支計算書

令和 7年4月 1日から

令和 8年3月31日まで

(単位 円)

教育活動による資金収支	科 目		金 額
	収入	学生生徒等納付金収入	18,950,822,099
		手数料収入	26,980,000
		経常費等補助金収入	24,274,276
		付随事業収入	8,754,491,585
		雑収入	1,187,922,523
		教育活動資金収入計	28,944,490,483
	支出	人件費支出	8,222,954,853
		教育研究経費支出	11,982,874,585
		管理経費支出	1,941,334,908
		教育活動資金支出計	22,147,164,346
	差引		6,797,326,137
	調整勘定等		633,288,240
教育活動資金収支差額		7,430,614,377	
施設整備等活動による資金収支	科 目		金 額
	収入	施設設備補助金収入	21,461,666
		施設設備売却収入	295,663,271
		施設整備等活動資金収入計	317,124,937
	支出	施設関係支出	692,318,458
		設備関係支出	599,389,950
		施設整備等活動資金支出計	1,291,708,408
	差引		△ 974,583,471
	調整勘定等		△ 124,088,287
	施設整備等活動資金収支差額		△ 1,098,671,758
小計（教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額）		6,331,942,619	
その他の活動による資金収支	科 目		金 額
	収入	借入金等収入	7,700,000,000
		その他の収入	15,658,585,037
		小計	23,358,585,037
		受取利息・配当金収入	166,304,285
		その他の活動資金収入計	23,524,889,322
		支出	借入金等返済支出
	その他の支出		15,194,639,929
	小計		26,113,639,929
	借入金等利息支出		169,297,071
	その他の活動資金支出計		26,282,937,000
	差引		△ 2,758,047,678
	調整勘定等		1,170,343
	その他の活動資金収支差額		△ 2,756,877,335
	支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)		3,575,065,284
前年度繰越支払資金		20,370,926,886	
翌年度繰越支払資金		23,945,992,170	

財 産 目 録
令和 8年3月31日現在

(単位 円)

科 目	年 度 末
一 資産額	
(一) 基本財産	
1 土地(校地)	68,700.36㎡ 61,482,452,298
2 建物(校舎)	153,375.44㎡ 29,061,483,738
3 構築物	231,389,047
4 教育研究用備品	教具・備品等 565,945,109
5 管理用備品	545,936,426
6 図書	269,637,540
7 車輛	13,778,511
8 建設仮勘定	81,125,000
9 借地権	1,138,793,400
10 電話加入権	56,094,632
11 ソフトウェア(仮勘定含む)	学生管理システム 他 1,831,070,750
(二) 運用財産	
1 現金預金	23,945,992,170
2 未収入金	485,902,489
3 仮払金・立替金等	319,954,673
4 有価証券	関係会社株式等 8,842,504,280
5 保険積立金	416,431,916
6 貸付金	子会社貸付金 1,154,000,000
7 保証金敷金等	1,042,088,331
(三) 収益事業会計資産	
1 土地	82.07㎡ 192,000,000
2 建物	396.54㎡ 99,095,654
3 預金	2,817,997
合 計	131,778,493,961
二 負債額	
(一) 固定負債	
1 長期借入金	市中金融機関 16,965,000,000
2 退職給与引当金	1,776,377,981
3 預り保証金	416,830,975
(二) 流動負債	
1 短期借入金	市中金融機関 2,409,000,000
2 賞与引当金	215,134,663
3 未払金	諸経費 1,921,125,036
4 前受金	次年度学生生徒納付金 10,663,779,748
5 預り金	775,365,972
(三) 収益事業会計負債	0
合 計	35,142,614,375

監査報告書

令和8年6月18日

学校法人駿河台学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人駿河台学園

監事

山形 富夫

監事

吉田 寛司

私たち監事は、私立学校法第52条第1号及び寄附行為第29条第1項第1号に基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の、学校法人駿河台学園（以下、「学園」）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査いたしました。その方法及び結果について、寄附行為第29条第1項第2号に基づき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

- (1) 理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び職員から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類、学内諸規程、議事録等を閲覧し、学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を調査しました。
- (2) 私立学校法第36条第3項第5号の体制（以下、「内部統制システム」）の整備に関する理事会の決議の内容、内部統制システムの整備・運用の状況を調査し、理事及び職員から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人から、その独立性に関する事項、会計監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項、会計監査に係る契約に関する事項、会計監査人の職務の遂行が適正に行われる体制に関する事項のほか、会計監査人の職務の執行の状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 子法人については、必要に応じて、子法人の事業の報告を求め、その事業及び財産の状況を調査しました。

2 監査の結果

(1) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 事業報告書及び附属明細書の監査結果

- ① 事業報告書及び附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学園の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備についての理事会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムの整備・運用の状況について、指摘すべき事項は認められません。

以上